

第 2 1 回 定 例 総 会 議 事 録

期 日

令和 4 年 4 月 1 4 日開会

令和 4 年 4 月 1 4 日閉会

米沢市農業委員会

令和4年4月14日（木）午前9時30分 米沢市農業委員会第21回定例総会を米沢市役所3階庁議室に招集した。

出席委員（18名）

1 番 伊藤精司 委員	9 番 佐久間英之 委員	1 6 番 山王堂民榮 委員
2 番 小関善隆 委員	1 0 番 江口益美 委員	1 7 番 古畑功一 委員
3 番 高橋祐弘 委員	1 1 番 宮崎雅文 委員	1 8 番 樋渡由美 委員
4 番 我彦正福 委員	1 2 番 遠藤伊一 委員	1 9 番 二宮啓一 委員
6 番 田代昇一 委員	1 3 番 鈴木晃子 委員	
7 番 佐藤孝義 委員	1 4 番 大野澤進 委員	
8 番 高橋信夫 委員	1 5 番 相田市三郎 委員	

欠席通告委員（1名）

5 番 佐藤利夫 委員

遅刻通告委員（なし）

農業委員以外の出席者（1名）

農政課 主事 鈴木琢朗

会議に出席した事務局職員（7名）

事 務 局 長	宍 戸 徹 朗
事務局長補佐兼農政振興主査	根 津 正 孝
農 地 主 査	宮 原 功
主 査	瀧 口 圭 史
主 任	吉 田 潤
主 任	須 貝 祐 太

会議に付議した事項

1. 提出議題

報第1号	非農地証明の報告について
議第1号	農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について
議第2号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議第3号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議第4号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議第5号	農用地利用集積計画について
議第6号	土地改良事業参加資格交替の承認について
議第7号	米沢農業振興地域整備計画の変更について
議第8号	米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準による新規就農者の認定について

2. その他

開 会 午前9時25分

根津補佐 おはようございます。これより第21回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、「農業委員会憲章」の唱和を、2番 小関善隆委員のご発声にてよろしくお願いいたします。

(唱和)

根津補佐 それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、おはようございます。

年度初めということで、皆様におかれましても大変お忙しい中、そして春作業も始まったということで、大変ご苦労さまでございます。今、来るときに上杉神社の前を通ってきたわけですが、桜も咲いたということで、昨日、おとといあたりは24度、25度ということで大変暑かったわけですが、今日は10度くらい下がったということでありますので、体調管理には十分注意をしながら農作業、そして農業委員会活動業務に励んでいただきたいと思います。

今、通年の5年目のルールというか、水張りの問題でいろいろ騒がれておりますが、置賜の農業委員会として県のほうに農業会議のほうに要請をして、それを何とか国のほうにつないでほしいということで要請しておったところ、鈴木憲和代議士の計らいで、今月の20日に金子農水大臣と面会して、五十嵐会長と私と木村会長と、あと事務局というようなことで、コロナで大変な時期であります、金子農水大臣にきちんと現場の声を伝えてきたいものだなと思っています。特に、中山間地においては、転作とかブロックローテーションというのは、まずできないと思いますので、その辺を強く言ってきたいなと思っている次第であります。

そんなことでいろいろありまして、今日の新聞にはそういったことも書かれておりますし、あと国会、今開催中でありまして、農林常任委員会ですか、その中で人・農地プランの法定化について、かなり議論されているようでありまして、愛知県の豊田市の農業委員会の会長さん、あるいは全国農業会議所の稲垣さんが参考人ということで、国会議員の前できちんと現場の声を伝えておったようで、豊田市の方は、とにかく農業委員が中心的にやっていかなければならないから、そういったことでいろいろな対応をしていただきたいと。稲垣さんも、事務局がいろいろ大変になってくるので、そういった人的確保もお願いしたいというようなことを言っておられたようでありますので、皆さんお帰りになったら、全国農業新聞をぜひ、2面、3面あたりにいろいろ書かれておりますので、ご覧になっていただきたいと思います。

そういったことで、いろいろ行政、農政、動いておりますので、注視しながら、我々も農業委員会で考えることをしなければならないと思いますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

根津補佐

ありがとうございました。

それでは、議事に移りますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長

それでは、私のほうで議事の進行をさせていただきます。

米沢市農業委員会会議規則第3条の規定による本日の欠席通告委員は、5番 佐藤利夫委員の1名で、出席者は19名中18名であります。よって、本日開催の米沢市農業委員会第21回定例総会は成立いたしました。

今回の議事録署名委員には、6番 田代昇一委員、7番 佐藤孝義委員を指名いたします。

続いて、審議に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からありませんか。

根津補佐

(挙手)

議 長

根津補佐。

根津補佐

議案の訂正はございませんが、議事運営についてご提案いたします。

本日は新規就農申請者取扱基準による新規就農者の認定について、が議第8号として上程となりますが、議第2号の農地法第3条第1項の規定による許可申請についての中に、就農者を申請人とする案件がございますので、議第1号の審議終了後、議第8号の審議を先にお願ひし、その後第2号より順次審議をいたしますよう、ご提案いたします。

議 長

それではお諮りいたします。ただいまの事務局提案の議事運営について、ご異議等はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

異議等がないので、事務局提案のとおり議事を進めます。

初めに、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査

(挙手)

議 長

瀧口主査。

瀧口主査

報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告します。

受理番号47号から48号の計2件で、証明しました地目別の筆数及び地積は、田1筆 13.00㎡、畑2筆 127.00㎡、合計3筆 140.

00㎡です。

受理番号47号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は、昭和56年頃です。申請理由は、昭和56年頃より近隣住宅の敷地として利用されているためです。

受理番号48号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表地と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は、昭和50年頃です。申請理由は、昭和50年頃より住宅敷地の一部として利用されているためです。

以上、よろしくお願いします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議題といたします。

10番
議 長
10番

(江口益美委員 挙手)

10番 江口委員。

10番 江口です。私の案件がございますので、一時退席させていただきます。

(江口益美委員 退室)

議 長

それでは、先に受理番号5号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

宮原主査
議 長
宮原主査

(挙手)

宮原農地主査。

議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、のうち受理番号5号について。農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るために委員会に付議いたします。

申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ1筆 5,409.00㎡です。

受理番号5号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長
全 委 員

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

議 長 ないので、受理番号５号について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、受理番号５号について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

(江口益美委員 入室)

議 長 それでは、先の受理番号５号を除く受理番号１号から１１号を上程します。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

宮原主査 (挙手)

議 長 宮原農地主査。

宮原主査 議第１号 農地法第１８条第１項第２号該当による同条第６項の通知について。農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号５号を除く１号から１１号の計１０件です。

申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田３２筆 ５９，４３４．５０㎡、畑３筆 １，０４７．５０㎡、合計３５筆 ６０，４８２．００㎡です。

受理番号１号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号２号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号３号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号４号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号６号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号７号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号８号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号９号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号１０号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号１１号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積に

つきましては記載のとおりです。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、先の受理番号5号を除く受理番号1号から11号について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、先の受理番号5号を除く受理番号1号から11号について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、先にお諮りしたように、議第8号 米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準による新規就農者の認定について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査

(挙手)

議 長

瀧口主査。

瀧口主査

議第8号 米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準による新規就農者の認定について。米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準第4条の規定による営農計画書等の提出がありましたので、同基準第5条第1項の規定により認定の可否を求めるため委員会に付議します。

提出者は、米沢市〇〇〇〇にお住いの△△△△さんです。年齢は〇〇歳で、市内の非農家出身です。営農計画では、桃、サクランボ等を中心にJAに出荷、販売をしていく計画となっております。〇〇市内の果樹農家にて短期ではありますが研修を受けており、また〇〇地区の果樹農家と△△地区の農業法人から指導を受けております。農地については、〇〇町と△△△△の2か所ということで、多少離れてはおりますが借受けする予定となっております。

なお、先日の農地相談にて、属地としては第2ブロックと第3ブロックが該当いたしますが、第2ブロックにて面談を行っております。

以上、ご審議よろしく願いします。

議 長

この件について、担当地域の代表委員から、営農計画等に基づく面談結果の説明をお願いいたします。

1 6 番

(山王堂民栄委員 挙手)

議 長

16番 山王堂委員。

1 6 番

16番 山王堂です。

新規就農者の認定についての面談結果の報告をいたします。

営農を行おうと思う理由ということで、私は以前から野菜や果樹を作りたいということがあったということです。そして、〇〇市内において研修を受けておりまして、サクランボなどを作っておりました。あと、昨年から△△

地区においてサクランボ農家の手伝いで農作業をやっておりました。

この方とは去年の秋からお話がありまして、農業をしていくんだったら農業委員会としてちゃんとしたやり方でやってくださいということで、11月のちょうどあそこで作業をしているときに、農地パトロールでお話をしてみました。

今回、〇〇町と△△町から農地をお借りいたしまして営農することになっております。もともと農業をやっていない、人材派遣とか運転代行業ですけれども、資本的にも十分やっていける方だと思っております。途中でやめるというようなことはないと思われます。

以上でございます。

議 長

それでは、ただいまの件について、意見並びに質問はありませんか。

1 2 番

(遠藤伊一委員 挙手)

議 長

1 2 番 遠藤委員。

1 2 番

1 2 番 遠藤です。

新規就農者には頑張っていただきたいということで、前から作業をやっていて、農業委員会を通して新規就農者というような運びになったということで、山王堂委員からお聞きしましたので、若干疑問に思っておりました作物の作付計画が令和3年からとなっているものですから、これについてどうかなというふうな、ちょっと聞きたいことがありました。

あと、収支決算なんですけれども、もうちょっと積極的な収支決算をしていただいて、あと合計金額が抜けていたり、あと収入がゼロだったりというような、これで通すというのもちょっとよくないかなと思ったものですから質問させていただきました。第2ブロックでもそういうことでいいとしたのかなと思ったんですけども、そのこともなさそうだったものですから、あえて質問させていただきました。

1 6 番

(山王堂民栄委員 挙手)

議 長

1 6 番 山王堂委員。

1 6 番

第2ブロックでも推進委員の方からこういう質問がありまして、ご指摘がありました。あと、令和3年度からのやつは〇〇のサクランボということで、相田委員のほうから、いいですか。

1 5 番

(相田市三郎委員 挙手)

議 長

1 5 番 相田委員。

1 5 番

1 5 番 相田です。

今出ていました〇〇のサクランボ園ですけれども、この新規就農の方が4月4日に私のところに来まして、いろいろ聞き取り調査をしたわけですが、場所はちょうど△△△△の東側になりますけれども、そこで私の同

級生がサクランボを作っていて10年前に亡くなりまして、その後地区内の農家がサクランボを管理してくれまして、3年前まで作っていたんですけども、そこをやめて3年くらいサクランボがちょっと荒れてきたところの場所であります、現地は。そこを借りてやるというような今回の話であります。

この辺はサクランボが結構あって、みんな高齢者になってやめたり、残骸があるところがいっぱいありますので、頑張ってもらえればなと思っています。いと話を聞き取りしましたけれども、場所的には大変、ずっと畑とか果樹があるところですので、頑張ってもらえればあの辺がだんだんよくなっていくのではないかなと思って、頑張れということで話をしました。さっき山王堂君が言いましたけれども、なかなかそういう、人を抱えて社長をしている人ですので、従業員も二、三人、農業をしたいということで手伝ってくれる人がいるということでしたので、本人だけではなくて仲間がいるような感じでしたので、何とか頑張ってくれるんじゃないかと私は感じました。

1 2 番
議 長
1 2 番

(遠藤伊一委員 挙手)

1 2 番 遠藤委員。

1 2 番 遠藤です。

今年、令和4年度は収入はゼロというような形の収支決算なわけです。ないんだろうな、収入が。

1 5 番

やはり先ほど言いましたように、3年間サクランボの管理をしていないもので、手入れしても、すぐには売り物には多分ならないと。去年あたりからしているかどうか分からないけれども、売り物にするにはもう少し商売とか分かる人の指導を受けて、ちゃんとしたものでないと買ってもらえない。色がついて赤くはなるかもしれないけれども、かなり、3年放置した木ですので、サクランボは収入はないと思います。あと桃も、去年は桃を少し植えたと言いますが、桃も植えたばかりですので収入は多分なくて、ここ数年は投資になるんじゃないかなと思って見えています。そういうところを見てあげないと、今あるサクランボですぐ収穫される、借りている場所ではないなと思いますので、その辺ちょっと含んだことで考えてくれればなと思っています。

1 2 番
議 長
1 2 番

(遠藤伊一委員 挙手)

1 2 番 遠藤委員。

ゼロだから悪いとかということではなくて、そういう状況だということだけは分かりましたので、頑張ってくださいと思います。

ただ、その書き方なんだけれども、やはりきちんとしたものでもうちょっと、農業委員会で承認するんだから、やはり計は計でゼロはゼロ、支出はその労働費も上がっていないし、ほかにもやはり計は計でちゃんと書いてもらっ

て、きちんとした中でやはり見てみたいというか、したいなと思ったものですから。第2ブロックでは直すということで終わったんでしょう、お話は。指摘があっただけではないでしょう。とお聞きしたんですけれども、ありました、では話が終わってしまうんだけど。このまま提出ではちょっとまずいかなと思ったんです。

1 6 番
議 長
1 6 番

(山王堂民衆委員 挙手)

1 6 番 山王堂民衆委員。

そこまではまだ詰めていないような気がしたんですけれども、本人もあまり分かっていないみたいで、やはりこういうのは受付の段階で精査して、農地相談するというのが普通で、農地相談に来たようなものはそんなに、駄目だとかなんて言えるような条件でないと思うので、これは難しいところです。

瀧口主査
議 長
瀧口主査

(挙手)

瀧口主査。

この営農計画についてなんですけれども、当初、私のほうで最初、農政課のほうと協議してしっかりまとめたものという形で話をさせていただいたんですけれども、やはり先ほどもお話があったように収入がないというような状態が数年くらい考えられるということで、記載のほう、十分でないところがあったのではないかなということで、農政課とも今後こちらの調査をしまして、内容についてゼロだったらゼロというような形で記載をさせていただいた上で、差し替えという形の対応を取らせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

6 番
議 長
6 番

(田代昇一委員 挙手)

6 番 田代委員。

6 番 田代です。

この件につきましては、先般の農地相談でも話をしました。誤解されているということもありますし、仕事を全うしていないと、語気がちょっと強くなりますが勘弁してくださいね。この計画書は、米沢市農業委員会会長さん宛てに来ているんですよ。先ほど瀧口さんが農政課とお話をされました。農政課は別個なんですよ。農政課に出しているものじゃないですから。これをそのまま正しい文章にするならば、右の2番目の作付計画、4種類書いてありますが、この作付方法を、これが通った後じゃないと作付はできないわけですよ。ですから、令和3年12月とか令和4年3月末案というのは、令和4年、文書上ですよ、5月以降。よって、収穫はイチゴ以外はすぐ出てこないだろうから、それは来年か再来年かで結構だと思いますよ。それで、次ページに行ったときの収入。これは、イチゴはなるかもしれないけれども、そのほかは木だから、今のところはゼロで当たりだと思います。その下は、

ここには単価2万円の10アールとか書いてあるけれども、このまま書く。そういうことを全部微細にわたって埋められるように指導するのも事務局の仕事ですよ。この話は前にもあったんですよ。そして我々もそうだな、若い衆頑張れよ、というふうに後押しされるように、やはりこれは大事な文章ですから、このところにちょっとこうしたほうがいいですね、ここはミスですね、これはこう記載してくださいというのは、事務局でこれを皮切りに。ミスというのはあると思いますよ。これから新規就農される方、これが本業じゃないですから、本業の事務局の方が定例総会もあるから、文書面だけはきれいにしてくださいという指導を、私は望みます。こんなところでこれから頑張ろうとする方にはけちをつけたくもないし、最初の入り口が文書で、これで残念ながら許可にならなかったなんていったらば、どうするのか。ということで頑張っていたきたいと思います。前にもありましたからね、この件は。大事ですからね、これスタートですから。十分によろしくお願ひしたいと思います。

議 長
瀧口主査

はい、じゃあもう一回、瀧口主査。

ただいまのお話をお受けしてというわけではないんですが、やはりこちらの営農計画の内容についてやはり不十分だということは、私も認識させていただきました。ですので、こちらの内容について、もう一度申請者と話をさせていただきまして、数字を全て埋めていただいた上で、今回承認という形になれば後日認定証の交付ということで進めさせていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

議 長

今回許可はするけれども、埋められるものは埋めてもらって、3年後以降がこうだとか、例えばね、そういったことをきちんともう一回書いてもらって、後ほど皆さんに提出するということでいいでしょうか。

1 2 番

(遠藤伊一委員 挙手)

議 長

1 2 番 遠藤委員。

1 2 番

1 2 番 遠藤です。

一応新規就農としてやる気なんだから、認めていいと思うんだ。ただ、この書類についてはやはり不完全だから、きちんと直してもらって、今後のためにもそうお願いしたいし、その書類についても後でもらいたいなという気もします。とにかく、書類をちゃんと作っていただきたいと思います。

議 長

今後のこともありますので、その辺きちんと営農計画をしっかりと記載してもらって、今後やっていってもらいたいと思います。今回の件については賛成してもらって、この書類だけは訂正して次回でも結構でありますので。

(「一ついいですか」の声あり) はい。

1 6 番

すみません、私が説明不足なんです。ここに申請を出した理由というのは、

やはりさっき言ったように、農業委員会を通してということで私のほうから言った話で、本人は最初農政課のほうに相談に行きました。そして、農業委員会ってあまり分からなくて、そしてここに至ったということは、新規就農者予定者という形で多分相談を受けていたと思います。だからこういう形で書類になってきて、農政課の書類を丸々新規就農者が写してやったやつで、だから受付するときにやはり気をつけていただきたいと思いますが、やはり一応こういう総会を通してということになると、こういう数字は大事なかなと思います。よろしくお願いします。

1 5 番
議 長
1 5 番

(相田市三郎委員 挙手)

1 5 番 相田委員。

1 5 番 相田です。

一つ、相談を受けた内容のときに話が出ましたのが、ここに書かれている4つの作物と、あとキュウリ。今すぐ金になるのはイチゴとかしか今はないので、キュウリを作ってみたいというようなことでした。将来やりたいということをおっしゃったので、その辺ちょっと聞き取って、やってくれということをするれば、今年キュウリで何万だか分からないけれども、する可能性もあります。結構キュウリを作っている人がいますし、中には指導してくれる人が何人かおられますので、その辺ちょっと聞いてもらえればなと思っております。

議 長

そのほかございませんか。

私も第2ブロックでありますので、果樹農家の推進委員の方から、厳しい、何というか、このような計画書ではなかなかやっていけないぞというようなことをかなり厳しく言われて、本人に言っていただいたりしていましたので、多分覚悟を決めてやっていくだろうと思われまますので、その辺も付け加えさせていただきます。

それでは、なかったら、△△△△氏について新規就農者として認定することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、議第8号の△△△△氏について、米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準により新規就農者として認定することに決定いたしました。

次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査
議 長
宮原主査

(挙手)

宮原農地主査。

議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。下記農地

について、農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。

受理番号1号から8号の計8件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田38筆 51,065.18㎡、畑19筆 5,678.00㎡、合計57筆 56,743.18㎡です。

受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は他市町村へ転出による売買です。

受理番号2号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号3号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金の受給のための使用貸借です。

受理番号4号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借（新規就農）です。

受理番号5号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借（新規就農）です。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借（新規就農）です。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借（新規就農）です。

受理番号8号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借（新規就農）です。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長

この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。それでは、受理番号1号から8号を上程いたします。

4 番

(我彦正福委員 挙手)

議 長

4番 我彦委員。

4 番

4番 我彦です。

議第2号、受理番号1番について調査結果を報告いたします。農地を売買する申請です。申請人、土地の表示は議案書記載のとおりです。3月30日

に渡人の〇〇さんに会って伺いました。〇〇さんは今△△に住んでいますが、土地を相続したということで、高齢で後継者もないので売りたいということを伺いました。受人の△△さんにもお会いして聞きました。△△さんは以前から〇〇さんの田んぼを耕作していましたので、今回190㎡ですけれども、同じ田んぼが自分のものになったということで喜んでおりました。問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

9 番 (佐久間英之委員 挙手)

議 長 9 番 佐久間委員。

9 番 9 番 佐久間です。

受理番号2号についてご説明申し上げます。渡人であります〇〇〇〇さんは、今入院をされておまして、お話を聞くことができませんでしたけれども、△△さんのほうからお話を聞いております。場所につきましては〇〇〇〇地内ということで、△△△△の道路を〇〇のほうに下りていただきまして、〇〇と△△境の場所であります。先ほども申し上げましたけれども、〇〇〇〇さん、体調を崩されまして現在入院をされておまして、ほかの△△にある土地につきましても別人がということになっているようであります。この場所につきましては、もともと△△さんの土地であったわけでありまして、それを買い戻すというようなことで話を伺っております。地元としましても許可相当であるというふうに思っておりますので、ご審議方よろしく願い申し上げます。

以上です。

2 番 (小関善隆委員 挙手)

議 長 2 番 小関委員。

2 番 それでは受理番号3号についてご説明申し上げます。

〇〇〇〇さんが息子の△△△△さんに経営移譲年金受給のためということで貸借を結ぶ案件であります。この地番については、△△△△、〇〇、それから〇〇〇〇、もう一つ△△の〇〇にあって、それぞれ担当の田代委員、江口委員、会長ということで担当地が分かれておりますけれども、代表して私が報告しますので、よろしく願いしたいと思います。〇〇〇〇さんが息子さんに譲るということで、息子さんについては現在△△△△のメンバーでもありますし、一生懸命営農を親子でやっているというようなことであります。場所はそれぞれ離れておりますけれども、一番多いのは△△△△地内だということです。〇〇にあるのは、奥さんの実家から奥さんが相続を受けたということでもあります。一生懸命息子がやっておりますので、何も問題ないと思いますのでよろしく願いしたいと思います。

1 5 番 (相田市三郎委員 挙手)

議 長 1 5 番 相田委員。

1 5 番 1 5 番 相田です。

4号は、先ほど言いましたけれども、〇〇〇〇さんと、△△さんというのは高校の同級生だそうです。場所は、先ほども言ったとおり△△△△、河原の堤防沿いに新しく出た道路がありますけれどもその東側で、ずっと果樹園地帯があるところであります。受理番号5番のほうは、そのサクランボ園地の隣で、そこは同じく畑ですけれども、現在何も作付されておりません。そこも一緒に借りて、いろいろなものを作りたいということで、そこを一場所になりますので、ここを借りたそうです。

以上であります。

1 6 番 (山王堂民栄委員 挙手)

議 長 1 6 番。

1 6 番 1 6 番 山王堂です。

6号、7号、8号についての調査結果を報告いたします。

貸人、受人は議案書記載のとおりでございます。詳細も議案書記載のとおりです。場所は〇〇〇〇から△△△△に行く道路、〇〇〇〇と言っていますが、そのちょうど信号機から東へ行って△△地内の道路の南側に位置しております。調査は去年からずっと周りを見たり話をしたりしておりますが、本人も家にいらっしゃって話をいろいろお伺いしております。貸人、借人は近所ですので常に話をしております。面積は2, 736平米、合計8筆になっております。先ほどの新規就農者が就農するということで、土地を求めてお借りするということであります。問題ないと思われれます。許可相当と思います。皆様よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、ただいまの受理番号1号から8号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号1号から8号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査 (挙手)

議 長 瀧口主査。

瀧口主査

議第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。下記の土地について、農地法第4条第1項の規定による許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議します。

受理番号1号の計1件で、申請がありました地目別の筆数及び地積は田1筆 66.00㎡、畑2筆 240.00㎡、合計3筆 306.00㎡です。

受理番号1号 申請人 ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設です。こちらは第1種農地（集落接続）です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長

この件について調査された委員は、調査結果について報告をお願いします。

それでは、受理番号1号を上程いたします。

6番
議長
6番

(田代昇一委員 挙手)

6番 田代委員。

6番 田代です。

受理番号1番についてご説明申し上げます。申請人、土地の表示等は議案書記載のとおりであります。場所につきましては、米沢の一番北、国道13号線を北上していただきますと、進行方向左側に○○○○というところがありまして、その前を西に行く道路でありまして、ずっと西に行きますと△△△△というところにあります、ちょうどその境であります。私の家から直線で500メートルくらいの土地でありまして、申請人は、今の住宅をそのままにして、脇の田んぼと畑に新築したいというふうな意向でございました。住んでいる住宅を壊して建てれば、手続等は必要ないということも十分承知をされておりましたが、母親が高齢でありますので、そのまま住んでいただき、申請地が許可になったところで新しい住宅を建て、そこに母親に住んでいただくというふうなご予定でございました。先般、4月3日9時に申請人宅に訪問し、その場所と申請人の考え等も聞いてまいりました。事前着工はございません。毎回お話し申し上げますが、私どものほうは合併浄化槽を入れないと汚物処理できませんので、その浄化水については土地改良、窪田維持管理組合というところがありますが、その方々と十分に話をし、土地管理としての許可を得てくださいねということも一言添えてございます。着工もされていませので、何ら問題ないと思います。皆さんご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

それでは、ただいまの受理番号1号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号1号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

 次に、議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査 (挙手)

議 長 瀧口主査。

瀧口主査 議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。下記の土地について、農地法第5条第1項の規定による許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議します。

 受理番号1号から2号の計2件で、申請がありました地目別の筆数及び地積は、畑のみ4筆 3, 482.00㎡です。

 受理番号1号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設です。2種農地です。

 受理番号2号 貸人 ○○○○ 外2名、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は農地の一時転用（資材置場）です。こちらは農振農用地です。

 以上、ご審議よろしくお願いします。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果について報告をお願いします。それでは、受理番号1号から2号を上程いたします。

4 番 (我彦正福委員 挙手)

議 長 4番 我彦委員。

4 番 4番 我彦です。

 受理番号1番について調査結果を報告いたします。申請人、土地の表示は議案書記載のとおりです。4月3日に貸人の○○さんに会って話を聞きました。貸人○○さんと借人の△△さんは親子関係ということで、自宅の老朽化により自宅を新築したいということでした。場所は県道、地図を見ると分かるんですけども、県道板谷米沢停車場線で△△△△の南側で、その脇のほうには○○○○の太陽光発電がいっぱいあるところの近くになります。事前着工もなかったなので、許可相当と思われますのでご審議よろしくお願いします。

 以上です。

1 6 番 (山王堂民栄委員 挙手)

議 長 16番 山王堂委員。

16番 16番 山王堂です。

議案第4号、受理番号2番について、伊藤会長の調査地域であります、代わって報告いたします。貸人、借人は議案書記載のとおり、〇〇さん外2名貸人、借人は△△△△であります。老人ホームです。

調査は、6日に行ったそうです。転用の理由ですが、ここに書いてあるように資材置場の一時転用です。あと、現地確認の結果、事前着工もされていないということでもあります。また、周りの農地への影響もなく、周辺の農業にも影響ないということで報告ありました。

以上、よろしくお願いします。ご審議よろしくお願いします。

議 長 それでは、ただいまの受理番号1号から2号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号1号から2号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第5号 農用地利用集積計画について、を議題といたしますが、本議案に私に関する案件がありますので、その審議に係る議長を小関会長職務代理に交代いたします。私は一時退席いたします。

それでは、議長交代のため暫時休憩とします。

(休憩)

(伊藤精司会長 退室)

議長代理 それでは、伊藤会長退席案件のため暫時議長を交代し、私がその間議事を進行させていただきます。

これより議事を再開します。

(再開)

議第5号 農用地利用集積計画について、の受理番号2号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任 (挙手)

議 長 須貝主任。

須貝主任 議第5号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号2号の計1件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ1筆 1, 382. 0

0㎡、合計も同様です。

受理番号2号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

なお、本件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議長代理
全委員
議長代理

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、受理番号2号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全委員
議長代理

異議なし。

異議がないので、議第5号 農用地利用集積計画について、の受理番号2号は、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

それでは、伊藤会長へ議長をお戻しいたします。

暫時休憩といたします。

(休憩)

(伊藤精司会長 入室)

議長

それでは、小関会長職務代理者と議長を交代し、議事を進めます。

これより議事を再開いたします。

(再開)

引き続き、議第5号 農用地利用集積計画について、の審議を行います。

7番
議長
7番

(佐藤孝義委員 挙手)

7番 佐藤委員。

7番 佐藤です。この後、私の案件が出てきますので、退席させていただきます。

(佐藤孝義委員 退室)

議長

それでは、先に受理番号7号から10号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任
議長
須貝主任

(挙手)

須貝主任。

議第5号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号7号から10号の計4件です。申請人及び土地の表示等については、記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田のみ7筆 15,605.00㎡、合計も同様です。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきまし

ては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号 8 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号 9 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号 10 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

なお、本件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、ただいまの受理番号 7 号から 10 号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、議第 5 号 農用地利用集積計画について、の受理番号 7 号から 10 号は議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

(佐藤孝義委員 入室)

10 番
議 長
10 番

(江口益美委員 挙手)

10 番。

私の案件がありますので、一時退席させていただきます。

(江口益美委員 退室)

議 長

それでは、先に受理番号 27 号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任
議 長
須貝主任

(挙手)

須貝主任。

議第 5 号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号 27 号の計 1 件です。申請人及び土地の表示等については、記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田のみ 2 筆 8, 306.00m²、合計も同様です。

受理番号 27 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

なお、本件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、ただいまの受理番号 27 号について、議案書のとおり米沢市が
計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第 5 号 農用地利用集積計画について、の受理番号 2
7 号は議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

 (江口益美委員 入室)

17 番 (古畑功一委員 挙手)

議 長 17 番 古畑委員。

17 番 私の案件がありますのでよろしくお願いします。

 (古畑功一委員 退室)

議 長 それでは、先に受理番号 41 号を上程いたします。議案の内容について、
事務局の説明を求めます。

須貝主任 (挙手)

議 長 須貝主任。

須貝主任 議第 5 号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第 18
条第 1 項の規定により委員会に付議いたします。

 受理番号 41 号の計 1 件です。申請人及び土地の表示等については、記載
のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田のみ 2 筆 2,314.
00 m²、合計も同様です。

 受理番号 41 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきま
しては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

 なお、本件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件
を満たしているものと考えます。

 以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、ただいまの受理番号 41 号について、議案書のとおり米沢市が
計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第 5 号 農用地利用集積計画について、の受理番号 4
1 号は議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

 (古畑功一委員 入室)

2 番 (小関善隆委員 挙手)

議 長 2 番 小関委員。
 2 番 それでは、私も案件がありますので、退席させていただきます。
 (小関善隆委員 退室)

議 長 それでは、先に受理番号 5 6 号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任 (挙手)

議 長 須貝主任。

須貝主任 議第 5 号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号 5 6 号の計 1 件です。申請人及び土地の表示等については、記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田のみ 1 筆 2, 1 1 2. 0 0 m²、合計も同様です。

受理番号 5 6 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

なお、本件については、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、ただいまの受理番号 5 6 号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第 5 号 農用地利用集積計画について、の受理番号 5 6 号は議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

(小関善隆委員 入室)

議 長 それでは、先の 8 件を除く受理番号 1 号から 6 1 号を上程いたします。議案の内容について事務局の説明を求めます。

須貝主任 (挙手)

議 長 須貝主任。

須貝主任 議第 5 号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号 2 号、7 号、8 号、9 号、1 0 号、2 7 号、4 1 号、5 6 号を除く 1 号から 6 1 号の計 5 3 件です。内訳は、売買による所有権移転が 4 件、新規の貸借権の設定が 1 4 件、貸借権の再設定が 3 5 件です。申請人及び土地の表示等については、記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田 2 1 0 筆 3 4 5, 2 9 0. 5 4 m²、畑 4 筆 2, 2 9 2. 0 0 m²、合

なお、本件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件

を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、先の8件を除く受理番号1号から61号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、議第5号 農用地利用集積計画について、は先の8件を除く受理番号1号から61号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

次に、議第6号 土地改良事業参加資格交替の承認について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任

(挙手)

議 長

須貝主任。

須貝主任

議第6号 土地改良事業参加資格交替の承認について。土地改良法施行規則第4条第2項において準用する同規則第2条第2項の規定により、委員会に付議いたします。

受理番号1号から2号の計2件です。申請人及び土地の表示等については、記載のとおりです。申請のありました筆数及び地籍は田のみ4筆 10, 189.00㎡、合計も同様です。

受理番号1号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は集積計画による賃借権設定(通年)です。

受理番号2号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は集積計画による賃借権設定(通年)です。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、議第6号 土地改良事業参加資格交替の承認について、議案書のとおり承認することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、議第6号 土地改良事業参加資格交替の承認について、は議案書のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議第7号 米沢農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査 (挙手)

議 長 宮原農地主査。

宮原主査 議第7号 米沢農業振興地域整備計画の変更について、は本日提出者であります米沢市より農政課職員の出席がありますので、担当職員からご説明を申し上げます。

鈴木主任 (挙手)

議 長 米沢市農政課鈴木主任。

鈴木主任 いつもお世話になっております。農政課の鈴木と申します。

私から米沢農業振興地域整備計画の変更について、ご説明いたします。

今回の変更は、農用区域からの除外による計画の変更4件となります。

議第7号、議案書No.14をご覧ください。それでは、説明に移ります。

図面番号1について、要望者は〇〇地区〇〇〇〇に所在する〇〇〇〇です。変更要望地、地目、面積は記載のとおりで、農用地区域から白地への除外となります。除外目的につきましては、駐車場及び雪捨て場の設置になります。入所者約120名、職員約100名の〇〇〇〇施設で、法人主催の年数回家族参加行事等の際には、駐車場が非常に手狭であります。周辺にはパークゴルフ場を市民に開放していることもありまして、駐車場の確保が喫緊の課題であると考えられております。また、当法人は〇〇〇〇に位置しており、冬季間における積雪量が非常に多いところになります。〇〇施設であるため、常に周辺の除雪をしておく必要があり、その雪を捨てるためのスペースが全く足りていないことから、近隣地を活用し新たな駐車場及び雪捨て場を設置する計画となっております。なお、当該地は都市計画区域外となっており、周辺地域における農業関連事業の投資状況はございません。

では、次に移ります。

図面番号2について、要望者は△△地区にお住いの〇〇氏です。変更要望地、地目、面積は記載のとおりで、農用地区域から白地への除外となります。除外目的は、主に資材置場の設置です。要望者は土木工事の請負業を営んでいらっしゃいますが、借地の資材置場が手狭で大変不便であることから、常に利用している〇〇〇〇、また△△△△からなるべく近いところにおいて、軽微な駐車場及び資材置場スペースを確保する計画となっております。なお、当該地は都市計画区域内の無指定区域となっており、周辺地域における農業関連事業の投資状況はございません。

では、次に移ります。

図面番号3について、要望者は要望地の隣接地で溶接業を営んでいる△△△△です。変更要望地、地目、面積は記載のとおりで、農用地区域から白地への除外となります。除外目的につきましては、雪捨て場の設置となります。

要望者は、令和２年度にも隣地において雪捨て場の設置として除外申請を行っていますが、令和３年度の積雪量は例年よりもはるかに多く、令和２年度の除外分のスペースだけでは積雪量に対する雪捨て場の面積が不足しておりますので、さらにその隣地を雪捨て場として農用地区域から除外し、面積を確保する計画となっております。なお、当該地は都市計画区域内、無指定区域となっております、周辺地域における農業関連事業の投資状況はございません。では、最後になります。

図面番号４について。要望者は除外要望地の隣地で建設業を営んでいる、〇〇〇〇です。変更要望地、地目、面積は記載のとおりで、農用地区域から白地への除外となります。除外目的につきましては、〇〇〇〇としての新店舗建設に伴う敷地及び駐車場の確保になります。要望者は、本社敷地内の既存の建物を改修しまして、ガーデニング用品の新店舗建設を計画しておりますが、ガーデニング植栽や販売を行うための敷地面積及びそれに伴うお客様用の駐車場が不足しておりますので、その隣地を新店舗建設に伴い利用するための敷地及び駐車場にする計画となっております。なお、当該地は都市計画区域内、無指定区域となっております、周辺地域における農業関連事業の投資状況はございません。

私からは以上になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

この件について調査された委員は、調査結果について説明をしてください。除外要望の図面番号No.1 からNo.4 を上程いたします。

1 6 番

(山王堂民栄委員 挙手)

議 長

No.1、山王堂委員。

1 6 番

議第7号、受理番号1番について、調査結果を伊藤会長の地域でありますので代わって説明いたします。先ほどの農政課の鈴木主事のほうから説明あったとおりで、まだ事前着工もなっておりませんので、何ら問題ないと思われます。ご審議よろしく願いいたします。

続いて3番もいいですか。はい、3番です。△△△△の雪捨て場ということの申請であります。これは、昨年、この図面では畑になっていますが、ここは転用になっております。そして売買になっております。△△△△の持ち物となっております。その脇に、今年は豪雪で雪捨て場が足りないということで、転用の申請が出ております。まず最初、農振除外ですね。申請が出ております。調査のときはまだ雪もありまして、事前着工等もありませんので、問題ないと思われます。ご審議よろしく願いいたします。場所ですが、この場所は、先ほどの私が説明した〇〇〇〇よりも一つ南の道路になりました、〇〇から△△に行く道路であります。その十字路よりちょっと入ったところ。道路沿いに出ていないんですけれども、△△△△さんがだんだん業務

拡大で従業員も増えて、雪捨て場も足りないということでありました。△△△△さんは農業関係の乾燥機などを溶接している会社であります。

1 2 番 (遠藤伊一委員 挙手)

議 長 1 2 番 遠藤委員。

1 2 番 1 2 番 遠藤です。

No. 2 についてご報告いたします。地目は原野ですので、問題はありませんけれども、現在農用地で利用しているという兼ね合いから農振除外という申請が出ていると思います。場所については〇〇〇〇というか、△△△△がある、そのところから入っていった細い道であります、やはり土木工事、資材置場ということでもありますので、車の便のいいところ、そして農用地を利用しての資材置き場になりましたけれども、やはり立地条件としては適切だということでの申請があったようであります。原野でありますので、農振除外で問題はないと思います。よろしくお願いします。

4 番 (我彦正福委員 挙手)

議 長 4 番。

4 番 4 番 我彦です。

No. 4 について報告いたします。4 月 6 日に現地確認を行ったんですけれども、事前着工等はなっておりませんでした。新店舗建設に伴う敷地及び駐車場の設置ということで、ここは土地改良区の整備工事の受益地外にもなっておりますので、特に問題ないと思われしますので、審議よろしくお願いします。

議 長 ただいまの調査結果の説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、除外要望の図面番号No. 1 からNo. 4 について、意見なしとすることに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、除外要望の図面番号No. 1 からNo. 4 について、意見がなかった旨を米沢市長に回答をすることに決定いたしました。

以上で、議事の提出議案についての審議は終了いたしました。鈴木主事、ご苦労さまでした。（「ありがとうございました」の声あり）

続いて、2 のその他に移ります。

農政振興等に関する改善意見や施策について、話題提供として発言をいただきたいと思います。今回は 1 7 番 古畑功一委員にお願いいたします。

1 7 番 私から話題提供させていただきます。4 月 8 日の農業新聞に書かれておりました、農業委員会としての新たな 3 か年運動ということでありまして、これの一つに守るべき農地の明確化ということが書かれております。担い手を中心とした農地利用による集積集約化の取組とその担い手による農地利用が

望めない地域があるということで、これに対しては中山間地域等が当たることと思われます。

また、農業新聞には、地域農地を農業利用と保全管理、林地化を促すということも書かれておりまして、林地化になってしまえば、私たちの地域はもう山間部なので、鳥獣被害がますます増えてくるということで、この辺もちよっと考えるべきことがあるんじゃないかなと思っております。前回、前々回に樋渡委員と我彦委員の鳥獣の被害ということで言われていますけれども、今回米沢市でニホンジカの有害駆除がありまして、米沢市全体で48頭を捕りました。そのうち我が西地区で40頭ということで、そのくらいニホンジカが増えている。ニホンジカは最近なので、もう5年間でこのくらい増えた。捕っていないのはまだまだいますので、イノシシも私たちの地区では30頭、今年捕りました。このように、サルだけじゃなくて、もっとひどいのがイノシシ、また鹿が増えてきたということで、なかなか大変なことが出てきたものだから、林地化になった場合にどうしたらいいのか。山間部をもっと考えなければいけないんじゃないかということで、私からの提言です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。中山間地の山に返すというか、林地化というようなことに対して、有害動物の被害がもっと増えるのではないかという心配があるというようなご意見でありました。皆さんからただいまの意見に対して質問、ご意見等ありませんか。

2番 (小関善隆委員 挙手)

議長 2番。

2番 前に中間管理機構での意見交換会のときに、緩衝地帯にしたらいいんじゃないかという話が県からあって、じゃあ緩衝地帯にすれば、本当に有害鳥獣、そこを通過してまだまだ近づいてくるなんていう可能性もあると思うんだけど、緩衝地帯の考え方というのがちょっとどういうものか。

17番 この農業新聞にも書かれていますけれども、景観作物とか蜜源作物を栽培しろとかと書かれているんですよ。それにしても適正なものは何があるんだなんていうこともあると思うし、管理するにも大変じゃないかと思います。うちのほうでも多面的機能のほうで水路の脇、荒れていたところを全部伐採して、今広く植えられるようにしていますけれども、大体きれいにしておかないと、また同じようになってしまうということで、なかなか大変なことだと思っています。

議長 確かに緩衝地帯は理想なんだけれども、どこで管理するのか、その辺が明確になって予算もつけないと、1年に2回くらい草刈りはしなければならないと思われますので、その辺が問題になってくるのではないかなと思われま

す。

皆さんから何かあったら。

2 番 結局、常に管理していないと、結局また近づいてくるということでしょう。管理する人がまだいないと、状況的に。

1 7 番 だんだん年取ってもう動けなくなっている。

2 番 口で言うのは簡単なんだけれども、実際過疎化しているとそこに住む人がいないのだから。

1 7 番 だから法人化しろなんて言われるけれども、やはり年寄りしかいないので、法人化したって分からないし。山間部はなかなか厳しくて、その法人化するにも。

2 番 いや、前から法人化すれば何とかなるという考えがあって、会社だと、法人にするということは後継者を世代というか、家族で継いでいくというのではなくて会社だから。社員がついてくるというようなことなんだろうけれども、その社員になる人がまずいないという現実があって、一番はやはり人口減少を食い止めてそこに住んでもらうということが一番なんだけれども。

米沢市の都市計画、コンパクトなまちづくりなんてやっていた。コンパクトということは、1軒のためにするのではなくてまとめてしてしまっ、というような発想だと、ますます限界集落になっているところはなくなっていくので。市のまちづくりそのものがそういう政策だとなってくれば、まだまだ中山間地のほうは減少してくるというような。行政としては、その辺まで考えてそういうのを出したのか、局長、コンパクトなまちづくりというような中で、周りのことも考えた政策が含まれているのか。

議 長
中央局長

局長。

確かに今、職務代理からあったように、国は人口減少を見据えてコンパクトなまちづくりを進めております。本市においてもそのような流れを酌んで対策をしている。農地の集約というふうなところを我々言われていますけれども、人間の集約といったほうが手っ取り早いような感じで、旧市があって、そして各11の旧村単位のところがあるので、そこも散在しているということで、ある程度そこにもぎゅっと固めて、そこを公共交通で結ぶというふうな計画を組んでいるようですが、そこで農業の部分もおおざりにしているわけではないと思いますが、やはり一箇所にまとめるとなると、職務代理おっしゃったように手が回らないというふうなところが確実に出てくるんだろうと思います。これはいろいろなところに波及する部分でありますので、これは企画調整部門でその部分は検討はしておりますけれども、やはり時代が変わってくれば、今の考えは未来永劫続くということではなくて、アップデートをかけていくというか、そのようなことが大切になってくるんだろうと

いうふうに思っております。ちょっと答えになっているかどうかは分かりませんが、そんなところでよろしく願いいたします。

議 長

米沢市の基本計画の中には中山間地のそういった農地までについては、話し合いの中に入っていないというふうに理解していいですか、今のところ。

宍戸局長

はい。

議 長

宍戸局長。

宍戸局長

全くそれを考慮していないというわけではなくて、やはり人の面の部分、人をぎゅっとまとめましょうというところが主となる計画でありますので、まずは人がいれば、それは農業であり産業であり、いろいろ関わってまいりますので、そこは全くないというわけではないということで、まずはご理解をいただきたいと思います。

議 長

そのほか、古畑さんのご意見に対して皆さんからありますか。

1 1 番

(宮崎雅文委員 挙手)

議 長

1 1 番 宮崎委員。

1 1 番

1 1 番 宮崎です。

鳥獣害被害といったときに私は思うんですが、突拍子もない意見で申し訳ないんですが、やはり山に餌がないからこういった動物が下りてくるのであって、またそれを捕る人もいないということで、山形県において、日本においてもそうなんですが、ほとんどが山地なんですね、日本というのは。それで山を、林業の部分になるんでしょうけれども、山で動物が生きていけるように管理するという、そのあたりは方向性としてはいかがなものなんでしょうか。すみません、突拍子もない意見で。

議 長

今、宮崎さんから動物が生きていくための餌になるものを植えてはどうかというような話がありましたが。

6 番

(田代昇一委員 挙手)

議 長

田代委員。

6 番

山間部ではないので私の知る範囲で話をしますと、窪田に財産区というのがあって山があるんです。和田なんです。窪田には昔は、旧部落は十五、六あって、山の役になった人は和田まで行って、下草刈りとかしたんです。何で和田まで行ったかという、今みたいに電気だガスだなんてないから、芝刈りに行ったんです。すると、下草を刈るので獣はこちらに来なかったというのがその当時。だんだん生活もそこまで行かなくても熱は十分に賄えるからということで、今財産区としてあっても何にも行ってないのが現状です。昔使っていたんだけど、今それを使わなくなっているからということで行かないわけです。そうすると、草刈りしないから、食べるなら里に行くといっぱい食べられるからうまいからということで、お客様ござると。それがど

こまでと堂々巡りです。先ほど、古畑委員が多面的交付金の中だと。窪田が多面的と、我々農地道とありますが、それは農道を直したとかU字溝を直したとか、そんなものなんですよ。そうすると、山裾に行くとそれ以外に、先ほどの緩衝地と伐採なんていうこともあると思います。それで、去年の4月1日から森林農村整備課という新しい職場ができて、その課長は昔ここの仲間だった補佐だから、行って話をしてきたらいいんじゃないかと、何か宿題預けるといい。現実を重視して、じゃあここからこうまでこうしたら、2期はこうして3期はこうしてなんてやったら、1期やった結果が翌年かその次分かるわけだから。効果ありとか効果ないとか。短編的にすると駄目だから、継続をもって友好的なお金の使い方と、友好的に相手がこっちに来ないような方策を見出すということ。平地にいたって、話を聞くとざわっとするわけよ、尻刺さったとか、向かってきたとか。私は日々そういう生活をしていないから分からないけれども、日々そういう生活をしている人は大変だと思うから。これはあれだな、森林農村整備課だな。

4 番 提案ですけれども、森林農村整備課の鳥獣対策のほうを通して、農業委員そして推進委員の方々にサルの生態、イノシシの生態、あとどういふうなことになるのかということをもみんなで勉強して、それをみんな一つの考えにまとめれば、考えも前向きで、みんなで一つになるんじゃないかと思うので、ぜひ会長、研修会のほうをお願いしたいと思います。

1 7 番 (古畑功一委員 挙手)

議長 1 7 番。

1 7 番 イノシシと鹿というのは、もともとここにいないんだけれども、今通ってくるのが二井宿のほうから皆入ってきています。ということは、上郷から来るということです。だから、上郷地区ももっと一生懸命してもらわないと、こちら割を食うということになりますので。大体にして、今DNA検査しているけれども、高畠のほうの捕ったやつは食べられませんから、放射能で。こっちのほうで捕ったのは食べられるので、いっぱい捕ってもらっていいということなので。ただ、うちのほうは果樹農家もいるので、若い人がかなり鉄砲とわなを持って捕っています、年々。増加していますので、周りの人たちももっと捕っていただければと思います。

議長 古畑委員、宮崎委員からの提案、実際そういうのは駄目なんですか。

1 7 番 イノシシはくずの根っこが大好きなんです。あと大体杉の細い根っこも食べるんです。何でも食べるから、ああいう小さいやつは。だから、山ばかりきれいにしても駄目だということ。

4 番 宮崎委員が言ったとおり、自分も最初は山にいろいろな食べ物を植えたらいいんじゃないかなと思っていただけども、結局、サルに例えればサル

がもう山に行ってもうまいものがないものでこっちに出てきて、やはりうまいものの味を知ってしまったものだから、やはりどうしても追い払っても、例えば杉の伐採しないといっぱい隠れ家があるもんだから、そこにいて、また時間がたつと戻ってくるという、やはり一遍うまいものを食べてしまうと、なかなか食べれないというのが現状で、でも冬季間のほうが山上のほうに変わったのが、柿木もほとんど伐採したので、今までは1月くらいまで熟し柿を食べていたけれども、周りを見ると仕方なく桑の皮を食べたり様々な皮を食べている跡がかなり多くなってきたので、多分それも効果があつて。昔はそういうのを食べていたわけだから。そうすると、頭数も抑えられるような感じがします。ちょっと答えになっているか分からないけれども。

議 長
1 1 番

宮崎委員。

皆さん、すみません。大体言いたいこと言っていたきましてありがとうございます。要するに餅屋は餅屋ということで、森林農村整備課と農業委員会、農政課もタックを組んで、この鳥獣被害に関してはやはり考えていかないといけないんだなと思っていますので、よろしくお願いします。

議 長

では、我彦委員から提案ありました農業委員、推進委員でそういった有害動物に対する勉強会を事務局で……忙しいときはなかなかできないと思うから、田植えでも終わって暇になったときに誰か講師を呼んで。頭に入れておいていただきたいと思います。では、そのほかに。

ないようですので、その他を終了し、以上で本日の第21回米沢市農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉 会

午前11時00分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

令和4年4月14日（木）

米沢市農業委員会

議長

伊藤 精司

議長代理

小関 善隆

議事録署名委員

田代 昇一

議事録署名委員

佐藤 孝義